

ジュニア特別強化県外合宿等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人広島県体育協会会長(以下「会長」という。)は、関係競技団体(以下「競技団体」という。)が行う、中学生・高校生を対象にしたジュニア特別強化県外合宿等支援事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費については、別表のとおりとし、補助金の額については会長が別に定める。

(交付の申請)

第3条 補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は会長が別に定める。

2 補助金交付申請書には、事業計画書(別記様式第2号)を添付しなければならない。

(決定の通知)

第4条 会長は、提出された補助金交付申請書等を審査し、適正であると認めるときは、補助金交付額を決定し、補助金交付決定通知書により競技団体に通知する。

(交付の請求)

第5条 競技団体が、補助金の交付の請求をしようとする場合は、別記様式第3号による請求書を提出するものとし、その提出期限は会長が別に定める。

(事業の変更)

第6条 競技団体が、事業の内容を変更しなければならない場合は、速やかに別記様式第4号による変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定された補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更はこの限りでない。

2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ会長に協議し、その指示を受けなければならない。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 実績報告書の様式は別記様式第5号のとおりとし、実施報告書(別記様式第6号の1・2)を添付しなければならない。

その提出期限は、当該事業の完了した日から30日以内又は、4月10日のうち、どちらか早い日までとする。

(額の確定)

第8条 会長は、提出された実績報告書を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書により競技団体に通知する。

(決定の取消し)

第9条 会長は、競技団体が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付内容に違反した場合には補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 競技団体に交付すべき補助金の額の確定した場合において、すでにその額を超える補助金を交付されているときは、超える額について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第11条 競技団体は、補助事業に関し収支簿を備え、他の経理と区分して収入支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 競技団体は、補助事業の支出額について、証拠書類等を整備し、前項の収支簿とともに補助事業の完了した日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

別 表

補助金の対象経費

交通費	宿泊費	指導者謝金
原則として、公共交通機関による実費とする。	1人当たり1泊3食 10,000円以内	1人当たり1日 2,200円以内

※食費は、1食1,000円を目安とし、3食3,500円を上限とする。

※事業実施前に必ずスポーツ安全保険等に加入すること。